（平成２４年１０月１１日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　8 件

厚生年金関係　8 件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　5 件

厚生年金関係　5 件

京都厚生年金　事案 2893

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成 16 年４月９日は 27 万 3,000 円、同年８月 10 日は 24 万 7,000 円、同年 12 月 10 日は 19 万 6,000 円、17 年８月 10 日は 19 万 5,000 円、18 年８月 10 日は 26 万 2,000 円、同年 12 月８日は 22 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 24 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成 15 年４月 10 日
②　平成 15 年８月８日
③　平成 15 年 12 月 10 日
④　平成 16 年４月９日
⑤　平成 16 年８月 10 日
⑥　平成 16 年 12 月 10 日
⑦　平成 17 年８月 10 日
⑧　平成 18 年８月 10 日
⑨　平成 18 年 12 月８日

申立期間①から⑨までについて、Ａ株式会社にＢ（職種）として勤務し、賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、オンライン記録には標準賞与の記録が無いのは納得いかないので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出した銀行預金取引明細表から、申立人は、申立期間④、⑤、

⑥、⑦、⑧及び⑨について、賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人に係る平成16年から18年までの「給与支払報告書（個人別明細)」から、申立人は、当該年において、オンライン記録における年間の厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除を行っていたことを認めている上、申立人と同様に標準賞与額の記録が無い複数の同僚が所持する当該期間に係る賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額については、上記の「給与支払報告書（個人別明細)」及び銀行預金取引明細表から確認できる賞与振込額から判断すると、申立期間④は27万3,000円、申立期間⑤は24万7,000円、申立期間⑥は19万6,000円、申立期間⑦は19万5,000円、申立期間⑧は26万2,000円、申立期間⑨は22万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立人を含むＡ株式会社の被保険者全員について、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない上、複数の同僚が所持する当該期間に係る賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）がこれら複数の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、上記銀行預金取引明細表には賞与と推認される振込額は記載されていない上、「給与支払報告書（個人別明細)」も保管されていないことから、申立人の申立期間①に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間②及び③については、上記銀行預金取引明細表において、賞与の振込額は確認できるが、「給与支払報告書（個人別明細)」が保管さ

れておらず、申立人の申立期間②及び③に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A株式会社は当時の資料を保管していないと回答している上、当該事業所の顧問公認会計事務所、所轄税務署、申立人住所地の市役所及び複数の同僚に照会したが、申立期間①、②及び③に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金　事案2894

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年８月10日は30万5,000円、18年８月10日は24万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和25年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成17年８月10日

②　平成18年８月10日

申立期間①及び②について、Ａ株式会社にＢ（職種）として勤務し、賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、オンライン記録には標準賞与の記録が無いのは納得いかないので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出した銀行預金取引明細表から、申立人は、申立期間①及び②について、賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人に係る平成17年及び18年の「給与支払報告書（個人別明細)」から、申立人は、当該年において、オンライン記録における年間の厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除を行っていたことを認めている上、申立人と同様に標準賞与額の記録が無い複数の同僚が所持する当該期間に係る賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

　これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
　また、申立期間の標準賞与額については、上記の「給与支払報告書（個人別明細）」から判断すると、申立期間①は 30 万 5,000 円、申立期間②は 24 万 9,000 円とすることが妥当である。
　なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立人を含むＡ株式会社の被保険者全員について、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない上、複数の同僚が所持する当該期間に係る賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）がこれら複数の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金　事案 2895

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）Ｃ部における資格喪失日に係る記録を昭和 32 年５月２日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 11 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 32 年４月１日から同年５月２日まで

入社時からＡ株式会社Ｄ工場のＣ事業部で勤務しており、申立期間に途中退職、転勤、異動はなかったにもかかわらず、厚生年金の記録に空白がある。この期間を、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ株式会社の回答、同社が保管する退職者一覧台帳、Ｂ健康保険組合の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間においてＡ株式会社に継続して勤務し（昭和 32 年５月２日、Ａ株式会社の移転に伴い、厚生年金保険の適用事業所が同社Ｃ部から同社Ｄ工場に変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社Ｃ部における昭和 32 年３月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任である可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どお

りの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金　事案2896

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）Ｃ部における資格喪失日に係る記録を昭和32年５月２日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和15年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和32年４月１日から同年５月２日まで

私は、昭和31年4月にＡ株式会社Ｄ工場に入社して以来、転勤や、他社に勤務したことは無かったにもかかわらず、厚生年金の記録に空白がある。この期間を、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ株式会社の回答及び同社が保管するカード式名簿から判断すると、申立人は、申立期間においてＡ株式会社に継続して勤務し（昭和32年５月２日、Ａ株式会社の移転に伴い、厚生年金保険の適用事業所が同社Ｃ部から同社Ｄ工場に変更）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社Ｃ部における昭和32年３月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任である可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金　事案2897

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）Ｃ部における資格喪失日に係る記録を昭和32年５月２日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和15年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和32年４月１日から同年５月２日まで

Ａ株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。Ｄ市Ｅ区のＣ部からＦ工場に転勤した時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間が、被保険者期間となるように記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ株式会社が保管する人事記録、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はＡ株式会社に継続して勤務し（同社Ｃ部から同社Ｆ工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、Ｂ株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、申立人は、「Ａ株式会社Ｃ部が廃止され、同社Ｆ工場に移転した。」と供述しているところ、申立人が異動後に勤務した同社Ｆ工場は、昭和32年５月２日に新規適用事業所となっていることから、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社Ｃ部における昭和32年３月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とす

ることが妥当である。

　なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任である可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金　事案2898

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を９万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和49年９月29日から同年12月１日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の３か月間について加入記録が無いことが分かった。自分の記憶では、昭和49年９月29日にＡ株式会社から株式会社Ｂに移籍し、当該期間も継続して勤務していたことから、当該期間が未加入となっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はＡ株式会社及び関連会社の株式会社Ｂに継続して勤務し（社会保険の適用上は、昭和49年12月１日にＡ株式会社から株式会社Ｂに移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社における昭和49年８月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、９万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金　事案 2899

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を平成 17 年８月 10 日は 44 万円、18 年８月 10 日は 47 万 4,000 円、同年 12 月８日は 48 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 48 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 32 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成 17 年８月 10 日

②　平成 18 年４月 10 日

③　平成 18 年８月 10 日

④　平成 18 年 12 月８日

Ａ株式会社には、平成 15 年６月からＢ（職種）として勤務している。入社以来、賞与は年３度（４月、８月及び 12 月）必ず支給されている。しかし、申立期間①、③及び④については記録が無く、申立期間②については標準賞与額が間違っている。正しい記録に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の預金通帳から、申立人は、申立期間①、③及び④については賞与を支給されていたことが確認でき、申立期間②については、オンライン記録における標準賞与額を超える賞与を支給されていたことが確認できる。

また、平成17年及び18年の「給与支払報告書（個人別明細）」から、申立人は、17年及び18年において、オンライン記録における年間の厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除を行っていたことを認めている上、申立人と同様に標準賞与額の記録が無い元同僚２名の所持する当該期間に係る賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、申立期間②については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の「給与支払報告書（個人別明細）」及び預金通帳から確認できる賞与振込額から判断すると、申立期間①は44万円、申立期間②は48万円、申立期間③は47万4,000円、申立期間④は48万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主は、A株式会社の被保険者全員について、当該期間に係る賞与の支給をしたと述べているにもかかわらず、オンライン記録によると、これら全員について、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない上、複数の同僚が所持する当該期間に係る賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）がこれら複数の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を納付したか否かについて、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金　事案 2900

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 38 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 39 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 22 年３月 15 日

株式会社Ａに勤務していた期間のうち、平成 22 年３月分の賞与の標準賞与額の記録が抜けているので、調査の上訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

株式会社Ａから提出された申立期間に支給された賞与に係る給料支払明細書（控）及び平成 22 年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主から提出された申立期間に支給された賞与に係る給料支払明細書（控）において確認でき

る厚生年金保険料控除額から38万2,000円とすることが妥当である。
　なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金　事案 2901

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 22 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 41 年４月１日から同年５月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、Ａ社（現在は、Ｂ社）で勤務していた期間のうち、昭和 41 年５月 31 日に国家公務員共済組合に加入するまでの期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。当該事業所には同年４月１日から勤務しており、申立期間について加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が所持する人事異動通知書の記載及び申立人の退職時の勤務先であるＣ社が保管する人事記録から、申立人が申立期間においてＡ社に臨時補充員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、Ｂ社の事業主は「申立期間当時の勤務記録等の資料が残されていないことから、事実関係については一切不明である。」と回答している上、申立人が当時管内の社員について一括して給与計算を行っていたと主張するＤ社の総務担当者は「当事業所が周辺の小規模な事業所の職員分も含めて給与事務を担当していた時期はあるが、申立期間当時の給与台帳等の資料が保管されていないため、当時の事務処理については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、Ｅ共済組合は、臨時補充員に係る厚生年金保険の取扱いについて、「共済組合に加入するまでの臨時補充員である期間については、各事業所

単位で厚生年金保険に加入しており、共済組合の加入に該当しない職員について厚生年金保険に加入させるか否かについては、専ら所属局長の所掌に属する事項である。」と回答している。

さらに、F株式会社に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等の資料が保管されていないことから、申立人に係る社会保険の取扱いや厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答であった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載によると、申立人の氏名は見当たらない上、ⅰ）同事業所における最後の被保険者は昭和40年10月31日付けで被保険者資格を喪失していること、ⅱ）同事業所に係る事業所名簿の備考欄に当該事業所が適用事業所でなくなったことを示す「全ソ」の記載があること、ⅲ）B社は平成7年9月1日に再度適用事業所になっていること等から、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと考えられる。

また、申立人が記憶する同僚の一人についても、申立人と同様の空白期間があるが、当該同僚は「昭和41年5月に共済組合に加入するまでの臨時補充員であった期間については厚生年金保険に未加入になっているが、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったとの認識は無く、他の同僚から厚生年金保険の加入については事業所ごとで取扱いが異なっていたように聞いている。」と回答している。

なお、申立人は、G社に勤務していた夫には、共済組合に加入する直前の昭和43年2月に厚生年金保険加入期間があることから、自分も同様の取扱いであったはずである旨を主張しているが、オンライン記録によると、同事業所は、夫が臨時補充員として勤務していた期間を含む38年9月1日から43年3月31日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金　事案 2902

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 19 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 34 年６月１日から 36 年 10 月１日まで
　　　　　　　　②　昭和 42 年７月 21 日から 43 年 10 月１日まで

申立期間①についてはＡ株式会社、申立期間②については株式会社Ｂに勤務していたが、厚生年金保険に未加入となっているのは納得いかないので調査してもらいたい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、Ａ株式会社の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、Ａ株式会社は既に解散しており、当時の事業主は死亡している上、役員は死亡又は所在不明であり、申立人の申立期間①に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間①に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない上、申立人と同学年の同僚が記憶する昭和 35 年４月に一緒に入社した６名の同僚のうち、３名の同僚についても、Ａ株式会社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当該事業所においては、必ずしも従業員全員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「中学校を卒業後の昭和 34 年６月頃に、Ａ株式会社に入社した。」と主張しているが、申立人の中学校卒業は昭和 35 年３月であることから、申立人が 34 年６月頃から勤務していたとは考え難い。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号も連続しており欠番も無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、株式会社Ｂは既に解散しており、当時の事業主は死亡している上、元役員は、当時の資料は無く不明である旨を回答しており、申立人の申立期間②に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、株式会社Ｂに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の備考欄には「証返」の項目に丸印があり、「42．９」と記載されていることから、申立人が昭和 42 年９月に健康保険証を返納したことがうかがえる。

加えて、株式会社Ｂは、昭和 43 年１月 27 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日より後に当該事業所における厚生年金保険被保険者記録のある者は見当たらない。

また、申立人の株式会社Ｂに係る雇用保険加入記録によると、申立人の離職日は昭和 42 年７月 20 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金　事案2903

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和24年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和47年２月21日から同年３月21日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、Ａ株式会社に勤務していた期間の年金記録が相違していることが分かった。同事業所退職後、次の事業所勤務までは10日ほどしか空いていないと思うので、調査の上、申立期間について被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ株式会社の元事業主の妻に照会したところ、「申立人は確かにＡ株式会社に勤務していたが、会社は平成10年に解散しており、当時の資料は現在残っておらず、申立人の勤務期間等については、不明である。」と回答している上、当該事業所の元従業員も「申立人の勤務期間について不明である。自分の厚生年金保険記録に相違は無い。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることはできない。

また、雇用保険加入記録についてＢ労働局に照会したところ、申立人のＡ株式会社における離職日は、昭和47年２月20日と記録されており、厚生年金保険資格喪失日と符合している。

さらに、Ａ株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格喪失日は昭和47年２月21日、進達記録票の進達日は同年３月９日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金　事案2904

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和20年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和45年４月１日から57年１月１日まで

私は、有限会社Ａが、個人事業所だった頃から倒産するまでの期間において、Ｂ（職種）として継続して勤務していた。朝から晩まで常勤で勤務しており、社員だったことは間違いないが、この期間の年金記録が無い。保険料が控除されていたことは給与明細書で確認していたので間違いが無く、自分の記録が抜けていることは納得できない。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

有限会社Ａの元同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとする有限会社Ａが厚生年金保険の適用事業所になった日は昭和48年５月１日であることから、申立期間のうち、45年４月１日から48年４月30日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が「常時約５名の作業員がいた。」と供述しているところ、有限会社Ａに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、事業主及び取締役以外の被保険者は３名しか確認できない上、申立人が記憶する複数の元同僚の氏名も見当たらないことから、申立期間当時、当該事業所では必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は昭和 55 年３月 12 日に国民健康保険に加入しており、現在も引き続き被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金　事案 2905

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 29 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成 20 年１月１日から 21 年 11 月１日まで

ねんきん定期便により、株式会社Ａに勤務していた期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に見合っておらず、不当に低い額になっていることが分かった。平成 21 年 11 月以降の期間に係る標準報酬月額は年金事務所において訂正されたが、申立期間に係る標準報酬月額については訂正されなかった。給与明細書を所持しているので、調査の上、申立期間についても正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持している給与明細書から、申立期間における給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっていることが確認できるものの、株式会社Ａから提出された給与台帳及び上記の給与明細書から、申立期間において事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額は、平成 20 年１月から同年８月までは 19 万円、同年９月から 21 年 10 月までは 20 万

円であり、全てオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。